

議案第30号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月9日

印南町長 日裏 勝己

## 専決第7号

### 専決処分書

令和3年度の印南町国民健康保険事業特別会計において、歳入が歳出に不足することにより、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定に基づく翌年度歳入の繰上充用を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年5月31日

印南町長 日裏 勝己

## 令和4年度 印南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度 印南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,038 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,342,163 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	317,503	1,038	318,541
	1 国民健康保険税	317,503	1,038	318,541
	歳 入 合 計	1,341,125	1,038	1,342,163

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	繰上充用金	0	1,038	1,038
	1 繰上充用金	0	1,038	1,038
	歳 出 合 計	1,341,125	1,038	1,342,163

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険税	317,503	1,038	318,541
歳入合計	1,341,125	1,038	1,342,163

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 繰上充用金	0	1,038	1,038
歳出合計	1,341,125	1,038	1,342,163

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円		千円
				1,038
0	0	0		1,038

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 317,500	千円 1,038	千円 318,538
計	317,503	1,038	318,541

節		区 分	金 額	説 明
1	医療給付費分 現年課税分		千円 600	現年課税分 600
2	医療給付費分 滞納繰越分		138	滞納繰越分 138
5	後期高齢者支 援分現年課税 分		300	現年課税分 300



3 歳 出

10 款 繰上充用金

1 項 繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 繰上充用金	千円 0	千円 1,038	千円 1,038	千円	千円	千円	千円 1,038
計	0	1,038	1,038	0	0	0	1,038

節		説 明
区 分	金 額	
21 補償、補填及 び賠償金	千円 1,038	前年度繰上充用金 千円 1,038